

平成 21 年度

包括外部監査の結果報告書  
【要約版】

一般会計の債権(県税を含む)および  
公営企業会計(医療局)の債権の管理について

平成 22 年 2 月

岩手県包括外部監査人

公認会計士 久保直生

## 目次

I	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
3.	監査対象期間	1
4.	監査対象部局等および債権名称	1
5.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	2
6.	監査要点	3
7.	主な監査手続	3
8.	外部監査の実施期間	4
9.	補助者	4
10.	利害関係	4
II	県の債権の状況	5
1.	債権の明細について	5
2.	収入未済額の明細	7
III	各債権に関する監査の結果と意見	11
1.	県税	11
(1)	税務職員に対する研修制度について（意見）	11
(2)	滞納処分の執行停止を判断するための財産調査について（意見）	11
(3)	滞納者に関する相続人の相続放棄について（意見）	12
2.	社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金	13
(1)	滞納者の取扱いについて（意見）	13
3.	看護職員修学資金貸付金	13
(1)	償還猶予者に対する現況調査について（意見）	13
(2)	長期滞納者への取組について（意見）	14
4.	理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金	14
(1)	償還猶予者に対する現況調査について（意見）	14
5.	生活保護費返還金	14
(1)	時効債権の管理について（結果）	14
(2)	債権管理マニュアルの制定について（意見）	15
(3)	高額滞納者に対する対応について（意見）	15
6.	知的障害者援護施設入所者等徴収金	17
(1)	不納欠損処理の実施時期について（結果）	17

7. 心身障害者扶養共済制度掛金 .....	17
(1) 加入者の脱退時期について（結果） .....	17
(2) 掛金未納者への対応について（意見） .....	17
8. 児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金 .....	18
(1) 強制執行の実施について（結果） .....	18
(2) 債権管理マニュアル等の策定・見直しについて（意見） .....	18
9. 未熟児養育医療自己負担金 .....	19
(1) 不納欠損処理の実施時期について（意見） .....	19
10. 児童扶養手当返還金 .....	19
(1) 不納欠損処理の実施時期について（意見） .....	19
(2) 滞納者の管理について（意見） .....	20
11. 漁港施設占用料 .....	20
(1) 許可区域施設の転貸について（結果） .....	20
(2) 漁港施設の滞納債権に係るマニュアルについて（意見） .....	20
(3) 占用許可の更新時期について（意見） .....	21
(4) 更新時の提出書類について（意見） .....	21
(5) 高額滞納者への対応について（意見） .....	22
12. 県営住宅使用料、県営住宅駐車場維持管理費、県営住宅違約金、公営住宅敷金等および公営住宅債権管理 .....	24
(1) 県営住宅違約金について（結果） .....	24
(2) 連帯保証人の収入条件について（意見） .....	24
(3) 口座振替加入者の増加促進について（意見） .....	24
(4) 連帯保証人との即決和解について（意見） .....	25
(5) 長期滞納者の取扱いについて（意見） .....	26
(6) 法的措置の積極活用について（意見） .....	26
13. 県立大学授業料 .....	27
(1) 不納欠損処理の実施（結果） .....	27
(2) 回収計画の策定（意見） .....	27
14. 県立学校授業料 .....	28
(1) 免除の適用について（意見） .....	28
(2) 回収計画の策定について（意見） .....	28
(3) 出席停止処分の検討について（意見） .....	28
(4) 生徒への告知について（意見） .....	28
15. 放置違反金 .....	29
(1) 将来の納付率向上の施策について（意見） .....	29
(2) 滞納処分停止の検討について（意見） .....	29

16. 県立病院診療費 .....	29
(1) 督促状の発行について（結果） .....	29
(2) 履行延期申請書の不備について（結果） .....	30
(3) 高額債権の管理について（意見） .....	30
(4) 産婦人科の債権について（意見） .....	31
(5) 不納欠損処理の実施時期について（意見） .....	31
(6) 債権管理簿のデータ化について（意見） .....	32
(7) 法的措置の検討（意見） .....	32
(8) 未収金額増加の抑制について（意見） .....	33
17. 財団法人いわて産業振興センター中心市街地活性化基金貸付金.....	33
(1) 中心市街地活性化基金の利用の推進について（意見） .....	33

## I 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および第 4 項、ならびに岩手県包括外部監査契約書第 7 条に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(テーマ)

一般会計の債権(県税を含む)および公営企業会計(医療局)の債権の管理について

### 3. 監査対象期間

平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要と認めた範囲において平成 19 年度以前の各年度および平成 21 年度の業務についても監査対象とした。

### 4. 監査対象部局等および債権名称

部局等	室課	債権名称
保健福祉部	保健福祉企画室	社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金
	医療国保課	看護職員修学資金貸付金
		理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金
	地域福祉課	生活保護費返還金
	障がい保健福祉課	知的障害者援護施設入所者等徴収金(県立施設以外)
知的障害者援護施設入所者等徴収金(県立施設) 心身障害者扶養共済制度掛金		
児童家庭課	児童保護委託措置費	
	児童福祉施設入所者等徴収金	
	未熟児養育医療自己負担金	

部局等	室課	債権名称
保健福祉部	児童家庭課	児童扶養手当返還金
農林水産部	漁港漁村課	漁港施設占用料
県土整備部	建築住宅課	県営住宅使用料 県営住宅駐車場維持管理費 県営住宅違約金 公営住宅敷金等 公営住宅債権管理
総務部	総務室	県立大学授業料
教育委員会	教育企画室	県立高等学校授業料
警察本部	交通指導課	放置違反金
医療局	業務課	県立病院診療費
総務部	税務課	県税及び附帯金

#### 5. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

岩手県(以下「県」という。)が有する債権(貸付金、使用料、負担金等)については、県民が公平に負担すべきものであるが、悪質滞納者や支払困難者の存在により、多額の収入未済額が発生し、平成 19 年度決算における岩手県一般会計歳入歳出決算総括表における収入未済額は、県税を含み 98 億 97 百万円に達している。

また、県税収入については、平成 21 年度の一般会計当初予算額 6588 億 37 百万円に対して 1047 億 61 百万円と、歳入予算総額に占める割合は 15.9%となっており、県の自主財源の中心をなしている。しかし、収入未済額のうち県税の収入未済額は、平成 17 年度が 20 億 89 百万円、平成 18 年度が 22 億 11 百万円、平成 19 年度が 27 億 23 百万円と近年増加している。税務に関する行政への県民の信頼を確保し、県税の課税公平性、適正な徴収事務を通じて徴収率向上を目指すことは、県財政の基盤を確固たるものとするための重要課題であり、県民にとっての非常に大きな関心事でもある。

さらに、県においては行財政改革の実行にあたり、平成 19 年度に「岩手県集中改革プログラム」を策定し、そのプログラムの中で、歳入確保の強化を掲げている。そこでは、県民負担の公平性を確保する観点から、県税については課税対象の捕捉や滞納整理の強化を図るほか、県税以外の収入未済金の回収促進などに取り組むとしている。また、そのプログラムの実行の一層の強化を目的として、平成 20 年 5 月に「滞納債権対策関係室課連絡会議」が設置され同年 10 月には、「岩手県滞納債権対策基本方針」を策定し、喫緊の課題である歳入の確保に取り組んでいる。

上記のとおり喫緊の課題として全庁的に取り組んでいる債権管理のうち、平成 19 年度の包括外部監査のテーマに選定された特別会計の債権を除く債権全般について、貸付金については貸付事務を含め、その債権回収手続等管理事務が法令に準拠して適法・適切かつ効率的に実施されていることを検証することは、有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

## 6. 監査要点

- (1) 制度融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (2) 制度融資以外の融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (3) 債権管理は規則に準拠しているか。また、その管理手続は効率的になされているか。
- (4) 税の賦課が法令等に準拠して行われているか。また、効率的に行われているか。
- (5) 税の賦課が網羅的に行われており、公平性が保たれているか。
- (6) 税の徴収が法令等に準拠して行われているか。また、効率的に行われているか。
- (7) 公営企業会計(医療局)の債権管理が規則に準拠し、効率的に行われているか。
- (8) その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点。

## 7. 主な監査手続

県庁において、各債権の管理部署より制度趣旨・概要、滞納債権が発生する理由、滞納債権の管理・回収の取組状況および不納欠損処分の実施状況等について説明を受け、必要に応じて広域振興局等の担当箇所へ往査し、契約書等の関係書類の閲覧および広域振興局

等の担当者への質問により、債権管理の妥当性や正当性について検討した。

#### 8. 外部監査の実施期間

平成 21 年 6 月 12 日から平成 22 年 2 月 12 日まで

#### 9. 補助者

公認会計士	黒 野 孝
公認会計士	浦 野 智 明
公認会計士	牧 江 真 弥
会 計 士 補	伊 勢 幸 範
そ の 他	阿 部 祐 基
そ の 他	長 良 敏 希

#### 10. 利害関係

包括外部監査人および補助者は、いずれも包括外部監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係を有していない。



## II 県の債権の状況

### 1. 債権の明細について

県の債権については、貸付金等債権と収入未済額からなる。貸付金等債権については、毎年度に「財産に関する調書」において、債権の明細として公表されている。収入未済額は、調定された歳入額のうち、収入済とならなかった金額である。貸付金等債権の明細において、返済期日が到来し調定がなされたものは、同明細の債権残高から減額され、歳入歳出決算書において調定額として処理され、調定額が収入済とならない金額については、歳入歳出決算書において収入未済額として表示される。したがって、貸付金等債権については、返済期日が到来していない債権残高は、債権明細に表示され、返済期日が到来して未回収の金額は、収入未済額として処理されることになる。

貸付金額	調定額	収入済額(A)	滞納債権	} 広義の「債権」
		収入未済額(B)		
未調定額	未調定額(C)	狭義の「債権」		
	(償還期限未到来の額)			

$$\text{貸付金額} = (A) + (B) + (C)$$

$$\text{返済額} = (A) \quad \text{滞納額} = (B)$$

$$\text{貸付残高} = (B) + (C)$$

平成 20 年度の一般会計に係る債権は、以下のとおりである。

平成 21 年 3 月 31 日残高(C)は、上記の表の償還期限未到来の額を表し、収入未済額(B)は、滞納債権を表します。その合計額が広義の「債権」となります。

(単位:千円)

貸付金名	平成 20 年 3 月 31 日残高	当期増減額	平成 21 年 3 月 31 日残高 (C)	(参考) 収入未済額 (B)
入居保証金・敷金	122,401	△ 8,253	114,148	0
地域総合整備資金貸付金	829,720	△ 84,777	744,943	0
盛岡・秋田間新幹線直行特 急化事業資金貸付金	1,181,715	△ 462,461	719,254	0
クリーンいわて事業団施設整 備資金貸付金	812,881	△ 214,753	598,128	0
未熟児養育医療自己負担金	0	202	202	864
社会福祉士及び介護福祉士 修学資金貸付金	37,719	△ 7,461	30,258	318
看護職員修学資金貸付金	220,709	△ 16,407	204,302	2,504
理学療法士及び作業療法士 修学資金貸付金	228,345	△ 41,346	186,999	1,361
生活保護費返還金	20,379	△ 844	19,535	65,031
児童扶養手当返還金	16,992	△ 2,057	14,935	9,729
財団法人いわて産業振興セ ンター中心市街地活性化基 金貸付金	1,700,000	0	1,700,000	0
財団法人いわて産業振興セ ンター新産業創造支援資金 貸付金	747,450	△ 747,450	0	0
いわてインキュベーションフ ォンド組成事業貸付金	246,385	△ 2,095	244,290	0
中小企業創造技術研究開発 事業費補助金返還金	27,235	△ 507	26,728	0
緊急雇用対策施設等整備奨 励補助金返還金	4,000	△ 2,000	2,000	0
広域農業開発事業償還金	1,618,118	△ 354,521	1,263,597	0
獣医学生修学資金貸付金	54,123	△ 10,357	43,766	0

貸付金名	平成 20 年 3 月 31 日残高	当期増減額	平成 21 年 3 月 31 日残高 (C)	(参考) 収入未済額 (B)
八幡平温泉施設利用保証金	400	0	400	0
自動車事故損害賠償金	369	△ 300	69	0
私学振興会貸付金	106,604	△ 16,319	90,285	0
学校法人東北文化学園大学 再生債権弁済金	65	△ 32	33	0
高等学校定時制及び通信制 課程修学資金貸付金	140	56	196	0
放置違反金	93	268	361	2,021
計	7,975,843	△ 1,971,414	6,004,429	81,828

(注) 原則として、金額については単位未満を切り捨て、比率については四捨五入している(以下、同様)。

## 2. 収入未済額の明細

平成 20 年度における収入未済額の内訳および金額は、以下のとおりである。

(単位:千円)

款項目節		内訳	収入未済額	
県税			3,148,229	
分担金及び負担金	負担金	知的障害者福祉	知的障がい者援護施設入所者等負担金 (県立施設以外)	888
		社会福祉施設	知的障がい者援護施設入所者等負担金 (県立施設)	2,444
		児童福祉総務	心身障害者扶養共済制度掛金	1,939
		児童措置	児童福祉施設入所者徴収金(県立施設 以外)	77,045
		児童福祉施設	児童福祉施設入所者徴収金(県立施設)	12,581
		公衆衛生総務	未熟児養育医療自己負担金	864

使用料及び手数料	使用料	児童福祉施設	肢体不自由児施設使用料(施設での医療受診料)	312
		漁港管理	漁港施設占用料	27,049
			レクリエーション等施設使用料	230
		道路維持	道路占用料	26
		河川総務	河川占用料	276
		港湾管理	港湾施設使用料	823
		住宅管理	県営住宅使用料	154,902
			県営住宅駐車場維持管理費(県営住宅駐車場使用料)	6,388
			特定公共賃貸住宅使用料	342
			特定公共賃貸住宅駐車場維持管理費(県営特定公共賃貸住宅駐車場使用料)	30
	高等学校総務	高等学校授業料	13,328	
手数料	児童福祉施設	肢体不自由児施設手数料(施設で発行した診断書料)	3	
財産収入	財産収入	財産売渡収入	物品売払収入、生産物売払収入	938
寄附金	寄附金	衛生寄附金	衛生寄附金	12
諸収入	延滞金等	延滞金	中小企業創造技術研究開発費補助金返還金・違約金	2,086
			放置違反金延滞金	62
		加算金	過少申告加算金、不申告加算金、重加算金	14,181
		過料等	放置違反金	2,021
		民生	社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金	318
		衛生	看護職員修学資金貸付金	2,504
	理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金		1,361	
	雑入	違約金及び遅延利息	看護職員修学資金貸付金償還延納利息	203
			理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金償還延納利息	13

		社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金償還延納利息	0
		生活保護費返還金延納利息	8
		児童扶養手当返還金延納利息	1,405
		建設工事違約金	3,288
		延納利息(払込遅延利息)	1,246
		物品納入遅延違反金	21
	総務	県立大学授業料、職員駐車場利用料	5,563
	民生	児童扶養手当返還金	9,729
		生活保護費返還金	65,031
		心身障害者扶養共済返還金	20
		福祉総合相談センター日中一時支援(保護者等給食)	4
		心身障がい児短期入所返還金	9
		特別障害者手当等返還金	213
		ご近所介護ステーション設置支援事業費補助金	5,000
		肢体不自由児施設特定費用	40
	衛生	県境不法投棄現場再生事業交付金	210,481
		ゼロエミッション事業補助金返還金	10,000
		不法投棄求償金(硫酸ピッチ)	8,499
		県境不法投棄現場再生事業求償金	6,857,677
	農林水産業	林業構造改善事業補助金返還金	1,490,371
		工事前金払返納利息	383
		沈没船引き上げ料	672
	商工	緊急雇用対策施設等整備奨励補助金返還金	20,754
		中小企業創造技術研究開発費補助金返還金	4,236
	土木	公営住宅敷金等	242
		公営住宅債権管理	11,966
		工事精算還付金	35

合計		12,178,312
----	--	------------

### III 各債権に関する監査の結果と意見

#### 1. 県税

##### (1) 税務職員に対する研修制度について(意見)

研修	内容
県が実施する不動産取得税研修	家屋の評価の方法や課税客体の把握が困難であることから、研修を実施している。
県が実施する軽油引取税研修	不正軽油の防止などの観点から、調査の情報交換や事例研究等を行っている。
県が実施する事業税研修	税制改正が頻繁に行われ、また未申告法人や未届法人の解消を図る観点から質疑事項を検討している。
全国地方税務協議会が実施する研修会	県から2名を派遣し、税務職員の知識の向上と自治体相互の情報交換等を目的として開催されている。

県は、税務職員に対して研修を実施するだけでなく、税務職員の知識の底上げを図る目的で全国地方税務協議会が実施する研修会にも職員を派遣している。しかし、その研修会に参加した職員から、他の職員に対して知識のフィードバックが行われていない。

課税の業務を効率的に実施するためには、職員全体の知識の向上が欠かせない。したがって、たとえば同協議会が実施する研修会に参加した職員が、他の職員に対して、同研修会の内容についての研修を行うか、あるいは、その内容を電子メール等の手段を利用して回覧するなど、研修内容のフィードバックが行われるような仕組みを構築すべきである。

##### (2) 滞納処分の執行停止を判断するための財産調査について(意見)

不動産業を営むA社は、平成18年度および平成20年度の法人県民税ならびに法人事業税を合計32,227千円(加えて、この他に平成18年度の延滞金174千円および加算金9,746千円がある。)滞納している。これはA社が平成13年2月期から平成17年2月期までの5

事業年度分について国の税務調査により、平成 18 年度に更正処分を受けた結果であり、現在 A 社は仙台地方裁判所に提訴中である。

A 社の営業状況は更正処分以降実質的な活動がないようであるが、県はその後宅地建物取引業弁済業務保証金分担金の返還請求権および預金を差し押さえしている。平成 21 年 3 月、これ以上の差押え可能財産はないものと判断し、県は滞納処分の執行停止および不納欠損処分を実施している。

ところで、平成 20 年 2 月期の A 社法人税確定申告書の有価証券欄に「甲生命保険(株)4 口 1,080,000 円」と記載があることから、県は平成 20 年 8 月に甲生命保険株式会社営業支所へ生命保険照会を実施し、生命保険契約がない旨の回答を得ている。

しかしながら、当該有価証券の記載は A 社が甲生命保険株式会社の株式を 4 株保有していることを意味していると思われる。よって、県は甲生命保険へ株式保有照会を実施し、A 社が照会時まで甲生命保険の普通株式を有しているときは、同株式 4 株を差押えし、換価のうえ、配当残額を地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号により執行停止し、同条第 5 項により不納欠損すべきであった。

### (3) 滞納者に関する相続人の相続放棄について(意見)

運送業を営んでいた個人 C は平成 15 年度の個人事業税 276 千円を滞納している。運送業を止めてからは、体調を崩したこともあり子供が代わりに分割納付していたが、平成 20 年 5 月 C が死亡したことを県は同年 6 月になって確認した。

そこで県は、第 1 順位の相続人と納税交渉を行い、子供全員(配偶者は既に他界)が相続放棄をしたことを平成 20 年 9 月に確認し、残余財産が極めて僅少のため滞納処分の執行停止および不納欠損処分を行った。

しかし、C には兄弟があり、子供全員が相続放棄した結果、第 3 順位の相続人として兄弟が C の債権・債務を含む一切の財産を相続することとなった。県がこの事実に気がついたのが、滞納処分の執行停止および不納欠損処分を行った後であった。第 1 順位の相続人が相続放棄しているため、限りなく他の相続人も相続放棄すると考えられ、当ケースにおいても第 3 順



位の相続人が相続放棄しており、結果的に不納欠損処理は妥当と考えられる。しかし、不納欠損処分は地方税法第15条の7による法定の手続きであるため、厳格に行われるべきであり、今後同様の事態が生じないよう相続放棄に際しては調査を徹底する必要がある。

## 2. 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金

### (1) 滞納者の取扱いについて(意見)

平成20年度末時点の滞納者は1名であり、その滞納金額は318千円である。当該滞納者は平成18年3月から平成26年1月までの95回で貸付金の返還を予定していたが、平成18年に2回返済されたのみで、その後の返済はなされていなかった。平成21年度に、一部の入金があったものの、滞納状況が解消するには至っていないため、今後も滞納者と連絡を密にとり、滞納の解消に向けてより一層の努力が必要と考える。

## 3. 看護職員修学資金貸付金

### (1) 償還猶予者に対する現況調査について(意見)

県は償還猶予者に対して年に一度、現況調査票の提出を要求することにより、償還猶予者が猶予条件に該当していることを確認している。監査において、平成20年度の調査を確認したところ、調査対象者88名中、16名については現況調査票が回収できていなかった。しかし、現況調査票の提出については、条例で定められておらず任意に実施しているものであるため、未提出者に対して償還猶予の停止等の措置を行えない状況である。

今後は、償還猶予の実効性を確保するため、未提出者については償還猶予の停止等の措置を行えるような対策を講じ、現況調査票の全件回収に努める必要がある。

また、県は償還猶予者が現況調査票を提出する際に、在学証明書や勤務証明書までは要求していない。しかし、在学証明書や勤務証明書は、現況調査票に記載された事項が正しいことを担保するものであり、償還猶予の実効性を確保するためにも、現況調査票とともに提出を要求することが望まれる。

## (2) 長期滞納者への取組について(意見)

平成21年3月末現在、最長7年にわたり修学資金の返還を滞納している債務者が存在し、当該滞納金額は392千円であったが、平成21年度になって修学資金は返還され滞納状況は解消している。滞納状況が解消した理由としては、平成19年度に事務要領を制定し、滞納者への対応を整備したことによるものである。

しかし、一般的に滞納状況が長期にわたると貸付金の回収率は低くなり、滞納金額は増加することになるため、今後においても継続して長期滞納者を発生させない方策を続ける必要がある。

## 4. 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金

### (1) 償還猶予者に対する現況調査について(意見)

県は償還猶予者に対して年に一度、現況調査票の提出を要求することにより、償還猶予者が猶予条件に該当していることを確認している。監査において、平成20年度の調査を確認したところ、調査対象者78名中、3名については現況調査票が回収できていなかった。しかし、現況調査票の提出については、条例で定められておらず任意に実施しているものであるため、未提出者に対して償還猶予の停止等の措置を行えない状況である。

今後は、償還猶予の実効性を確保するため、未提出者については償還猶予の停止等の措置を行えるような対策を講じ、現況調査票の全件回収に努める必要がある。

また、県は償還猶予者が現況調査票を提出する際に、在学証明書や勤務証明書の提出までは要求していない。しかし、在学証明書や勤務証明書は、現況調査票に記載された事項が正しいことを担保するものであり、償還猶予の実効性を確保するためにも、現況調査票とともに提出を要求することが望まれる。

## 5. 生活保護費返還金

### (1) 時効債権の管理について(結果)

生活保護費返還金については、広域振興局等において債権の放棄および時効により消滅

する債権の状況把握等を行っている。広域振興局等は、債権がこれらに該当した時点で、保健福祉部地域福祉課にその旨を報告し、当該部署において不納欠損処理の手続きを行うこととしている。生活保護費返還金は公債権であり、債務者からの時効の援用がなくとも、時効期間である5年が経過すると時効が完成する債権である。

監査において、生活保護費返還金のうち発生年度が平成10年度以前のものについて債権の督促や回収の状況を確認したところ、時効が完成しているにもかかわらず、家庭訪問を実施し、返済の意思がないことを確認している債権が存在した。

本来であれば、時効が完成した時点で広域振興局等が保健福祉部地域福祉課にその旨を報告し、不納欠損処理すべきであったが、広域振興局等から報告がなされなかったため、不納欠損処理が行われていなかった。

今後は債権の性質や不納欠損処理のルールを広域振興局等に周知徹底し、上記のような不備を防止する必要がある。

## (2) 債権管理マニュアルの制定について(意見)

生活保護費返還金については、広域振興局等において債権の回収や督促を実施している。しかし、共通の債権管理マニュアルはなく、債権管理マニュアルがあるのは盛岡地方振興局のみである。生活保護費返還金については債権の金額および件数が多いことから、債権管理マニュアルを作成し、それに基づき運用することは債権回収を効果的・効率的に実施し、債権管理の水準向上を図る有用な手段と考える。今後は、広域振興局等共通の債権管理マニュアルを制定し、すべての広域振興局等において効果的かつ効率的な債権の回収を促進すべきである。

## (3) 高額滞納者に対する対応について(意見)

平成20年度末現在における高額滞納者(50万円以上)について、任意に10件のサンプルを抽出し回収状況を確認したところ、以下のとおりであった。

(単位:千円)

No.	平成 20 年度調定額	回収額	平成 20 年度未収額
1	547	10	537
2	1,230	30	1,200
3	1,642	0	1,642
4	1,651	0	1,651
5	691	105	586
6	617	143	473
7	862	0	862
8	1,030	0	1,030
9	4,296	90	4,206
10	563	36	527
合計	13,133	414	12,717
(比率)	(100%)	(3.2%)	(96.8%)

上表に記載したとおり平成 20 年度の調定額に比較して回収割合は 3.2%と非常に低い水準となっており、滞納者によっては平成 20 年度の回収金額が 0 円である。県では電話や督促等を実施し個別の対応を実施しているが、強制執行等を行っていない。このような回収状況では債権の回収率向上は難しく、回収方法の見直しが喫緊の課題と考える。

盛岡地方振興局作成の「生活保護 費用返還・債権管理マニュアル Ⅲ債権管理事務 (3)催告」においては、債務者の大半が被保護者等の低所得者であることを考慮して、履行延期の特約等の制度を活用し、極力、債務者の理解のもとで徴収を図ることに努め、強制執行等は悪質な債務者に限定し、慎重な調査のうえ厳格に行う旨を定めていることから、債権の低い回収割合から見れば、強制執行等を行っていない県の対応は甘かったといえる。

今後、履行延期する場合には返済計画表等を提出させ、返済計画を守らない債務者に対しては、マニュアルに従って、強制執行等の検討も含め、厳しい姿勢を示すことが望まれる。

## 6. 知的障害者援護施設入所者等徴収金

### (1) 不納欠損処理の実施時期について(結果)

知的障害者援護施設入所者等徴収金は、公法上の債権であり時効期間は5年である。当該債権は時効の援用なくして時効が完成する。

監査において、債権管理簿で債権の発生状況を確認したところ、時効が完成している債権が約250万円確認された(概ね平成10年から14年に発生したものである)。しかし、県では時効が完成した債権について不納欠損処理を実施していない。消滅した債権について調定することは県の財政を歪めることになるため、時効が完成した場合には適時に不納欠損処理をする必要がある。

## 7. 心身障害者扶養共済制度掛金

### (1) 加入者の脱退時期について(結果)

「心身障害者扶養共済制度条例」第16条によれば、加入者が掛金を引き続き2月滞納したときには加入者としての地位を失うものとするとしている。しかし、ある加入者については平成15年度から平成18年度にかけて約4年間未納の状況が継続していたが加入者の地位の喪失はなされなかった。これは「心身障害者扶養共済制度条例」に反している。今後は公平な制度運用の観点から、掛金を滞納している者については、条例に従い適切な時期に脱退させることが必要である。

### (2) 掛金未納者への対応について(意見)

県は、掛金未納者への対応について、年月・部局の対応・相手方の対応を記載した電子ファイルで管理している。監査にあたり、未納者への対応経過についてのファイルを閲覧したところ、平成11年から滞納している掛金未納者について平成17年以後の記載がなされていなかった。

未納者への対応について記録を残し、その後の債権管理に活かすことは、効果的・効率的な回収を図るうえで有用な手段と考えられるため、実施した対応について適正に記載し、保管

することが望まれる。

## 8. 児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金

### (1) 強制執行の実施について(結果)

児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金は「児童福祉法」(以下、本項において「法」という。)第 56 条第 10 項により地方税の滞納処分の例によることができるとされており、強制執行が可能な債権である。また、法を受けて県で定めている同施行細則および同事務取扱要領において、滞納を続ける債務者については滞納処分を行うこととしている。

さらに、法第 56 条第 8 項において措置費等の徴収のため、債務者の収入の状況について調査することができる旨も規定されている。

一方、措置費等の滞納者の中には資力があるにもかかわらず、児童の保護措置に納得できない等の理由で支払わない悪質な滞納者が存在するものと思われる。しかし、県は上記要領において、資力が乏しく支払いをすることができない滞納者と悪質な滞納者の区別をしておらず、請求に対して債務者によるなんらの行為がなされない場合、時効完成によって債権が消滅し、不納欠損処理がなされている。また、過去に強制執行を実施した例はない。

県は債務者の収入の状況について法定の調査権がある上に、保護措置等の実施によって生ずるといふ債権の性質を考慮すると、個別債務者の事情も十分に把握しているものと考えられる。したがって、個別債務者について滞納の期間や金額、収入の状況や支払意思等を総合的に勘案し、悪質な滞納者については法的手段をとる必要がある。

なお、本債権については強制執行等の実績も少なく、法的手段に関するノウハウも不足しているとのことであるから、そのような実績を有する他部局とノウハウの共有や連携を進め、適切な債権管理の実施が望まれる。

### (2) 債権管理マニュアル等の策定・見直しについて(意見)

児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金の取扱いについては、「児童福祉法第 56 条の規定に基づく費用徴収事務取扱要領」および「債権の早期履行の確保及び時

効による消滅債権等の事務処理について」において定められており、これらに基づいて事務処理が行われている。

しかし、上記の通知はいずれも発出後 20 年余を経過し、現状に即さない部分があるものと考えられる。また、前述した悪質滞納者を区分し適切な対応をとるためにも、債権管理マニュアル等を策定するか、それら通知の見直しを行って、現状に合った運用をすることが望ましい。

## 9. 未熟児養育医療自己負担金

### (1) 不納欠損処理の実施時期について(意見)

未熟児養育医療負担金は公法上の債権であり、5 年経過後に時効を援用することなく時効が完成する。したがって、不納欠損処理は時効が完成した後、適時に実施する必要がある。

監査において、平成 18 年度の不納欠損一覧を確認したところ、平成 16 年に時効が完成していたものが含まれており、不納欠損の処理がその発生年度内に実施されていなかったことが判明した。また、平成 21 年 9 月現在における滞納一覧表についても確認したところ、調定年月日が平成 15 年と記載されている債権が存在した。

したがって、滞納一覧表に時効の完成日を入れる等、債権の管理を強化し、時効が完成した債権については適時に不納欠損処理を実施することが必要である。

## 10. 児童扶養手当返還金

### (1) 不納欠損処理の実施時期について(意見)

児童扶養手当返還金は、公法上の債権であり時効期間は 5 年である。当該債権については時効の援用なくして時効が完成する。監査にあたり、平成 19 年度の不納欠損事例を確認したところ、平成 17 年に時効が完成していたものが含まれており、不納欠損の処理がその発生年度内に実施されていなかったことが判明した。

消滅した債権について調定することは県の財政を歪めることになるため、時効が完成した場合には適時に不納欠損処理をする必要がある。

(2) 滞納者の管理について(意見)

債権管理簿には督促・催告等の実施状況が記載されている。しかし、一部の債権管理簿において督促・催告の実施状況が空欄となっていた。債権管理上滞納者へのアプローチ状況は今後の対応を検討するためにも重要であることから、債権管理簿への督促・催告等の実施の状況および実施しなかった場合はその理由等について、記載を徹底する必要がある。

## 11. 漁港施設占用料

(1) 許可区域施設の転貸について(結果)

占用許可指令書 6 許可の条件等(2)のウには、「許可した区域を許可した目的以外の目的に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない」と規定されている。しかし、監査にあたり A 社の漁港施設占用料催促等経過表を確認したところ、「占用地は現在 B 社に貸している」という記載があった。内容を確認したところ、A 社は県単独事業用地に占用許可を受けて建てた建物を B 社に転貸しており、B 社から受け取る賃貸料の一部を県へ納付していた。当該事例は占用許可を受けた区域を転貸した事例に該当し、占用許可指令書に定める遵守事項に抵触していると考えられる。

早急に詳細な実態調査を実施し、許可区域施設の転貸状況の解消を図る必要がある。また、他の許可区域施設においても同様な事例はないか検証する必要がある。

(2) 漁港施設の滞納債権に係るマニュアルについて(意見)

県が平成 21 年 4 月から施行している漁港債権に係る対応マニュアル第 12 条において滞納者の分類を以下の 3 分類としている。

区分	滞納者の態様	納付能力調査の結果
1 号滞納者	一括で納付する能力がある滞納者	現在納付能力調査の一括納付能力の判定で、「一括納付」と判定された者
2 号滞納者	一括で納付することが困難である滞納者	現在納付能力調査の一括納付能力の判定で、「一括納付以外」と判定された者で、見込納付能



		力調査で納付能力があると判定されたもの
3号滞納者	窮迫により、納付が困難な滞納者	現在納付能力調査の一括納付能力の判定で、「一括納付以外」と判定された者で、見込納付能力調査で支出合計が収入合計(単位期間収入)を上回ると判定されたもの

また、同マニュアル第15条第1項において「3号滞納者に対しては、滞納処分の執行停止を行うものとする。」と規定されている。滞納処分の執行停止は、県からの直接的な徴収は実施しないことを意味する。同マニュアルの3号滞納者は、僅かな金額ではあるが支払いを継続している滞納者も含まれる。このように支払いを継続している滞納者に対しては、県は返済指導を行い、債権回収に努めるべきである。滞納処分の執行停止を行う場合は、例えば所在不明となり数年間経過した場合や滞納者が破産宣告した場合等、実質的に回収不能となった事案に限定すべきと考える。

#### (3) 占用許可の更新時期について(意見)

漁港施設の占用許可の期間については、岩手県漁港管理条例第11条第3項に従い原則として3年ごとに占用許可の更新を実施している。漁港施設料を遅滞なく納めている占有者に対しては3年ごとの占用許可の更新についても問題ないと考えられる。しかし、占用料を滞納している占有者に対して3年間の占用を認めることは、占有者の経済状況が好転しない限り滞納額を増加させる要因の一つになると考えられる。滞納者については、支払い状態が改善されている場合を除いて、3年更新ではなく1年更新にする等、更新期間の短縮を検討する必要があると考える。

#### (4) 更新時の提出書類について(意見)

平成20年度以降、県で新たに漁港施設占用許可を希望する占有者については、「漁港施設占用許可基準の運用について」において、占有者の資力および資金、事業計画を確認するために会社の決算書および直近の納税証明書類の提出が義務づけられている。しかし、既

存の占有者が更新する場合には上記の書類の提出は義務づけられていない。

すべての占有者について占有を更新する際に上記書類の提出を義務づけるのは事務上も煩雑となり現実的な方策ではないが、滞納状態にある占有者については、通常の占有者と比較して債権管理をより厳重に実施すべきである。会社の決算書や直近の納税証明書類を入手することで占有者の資力および資金を把握できるため、債権管理上、有用な手段と考えられる。

したがって、滞納状態にある占有者が占有更新する際には、上記書類の提出を義務づけ、債権回収に目処が立たない占有者については更新を認めないとする等、新規占有許可者と同様の手続きを実施し、滞納債権の金額を増大させない方策をとる必要がある。

#### (5) 高額滞納者への対応について(意見)

平成 20 年度末現在の高額滞納者は以下のとおりである。

(単位: 千円)

納入義務者	平成 20 年度末残高	平成 20 年度納入額(参考)	平成 20 年度滞納額	平成 19 年度滞納額	平成 18 年度以前滞納額
甲	4,722	30	-	694	4,027
乙	11,051	10,595	8,723	2,327	-
丙	4,174	10	476	475	3,222
丁	2,441	0	642	642	1,156
戊	1,418	0	214	214	989

#### ① 納入義務者甲について

直近の回収は平成 21 年度中の 30 千円であり、現状では債権の回収が滞っている状況にある。なお、甲は平成 20 年度から占有廃止となっている。

分納(完納) 誓約書によれば年間 120 千円の支払いで、回収が順調に進んだとしても約 40 年かかる。ここ最近の回収状況からも全額回収を行うことは困難と考えられる。占有

料支払に関する公平性の観点から、今後は同様の事態を生じさせない対応が望まれる。

② 納入義務者乙について

漁業不振による収益状況の悪化から平成13年度分から滞納が生じていたが、現状は年度発生分を超える納入がなされており、滞納残高は減少傾向にある。数年内に完済される予定であり、回収状況に大きな問題はない。

③ 納入義務者丙について

滞納が発生したのは平成12年度分からである。分納誓約をとっているが、実際の年間の納入額が30千円程度と年間の発生額460千円と比較して大幅に乖離しており、年々滞納額が積み上がっている状況にある。全額の回収は困難と考えられ、滞納総額も増加傾向にあることから今後の契約更新の是非も含めて慎重な対応が求められる。

④ 納入義務者丁について

平成19年度途中までは月額100千円の返済がなされていたが、その後の経営状況悪化を理由として、月額10千円の納入となっている。実際の年間の納入額が120千円程度と年間の発生額640千円と比較して大幅に乖離しており、年々滞納額が積み上がっている状況にある。全額の回収は困難と考えられ、滞納総額も増加傾向にあることから今後の占有許可更新の是非も含めて慎重な対応が求められる。

⑤ 納入義務者戊について

滞納が発生したのは平成14年度分からである。分納誓約をとっているが、実際の年間の納入額が20千円程度と年間の発生額200千円と比較して大幅に乖離しており、年々滞納額が積み上がっている状況にある。全額の回収は困難と考えられ、滞納総額も増加傾向にあることから今後の占有許可更新の是非も含めて慎重な対応が求められる。

## 12. 県営住宅使用料、県営住宅駐車場維持管理費、県営住宅違約金、公営住宅敷金等および公営住宅債権管理

### (1) 県営住宅違約金について(結果)

改正前の「県営住宅条例」第22条によれば、県営住宅の明渡し請求を受けた入居者は、知事の指定した日の翌日から明渡しの日までの家賃相当額の2倍に相当する金額の違約金を支払う必要がある。平成21年3月末時点で、県営住宅違約金残高は1,101千円である。当該違約金は、平成7年度以前に発生し、繰越調定がなされているが、一方で違約金が発生するまでの県営住宅使用料は過年度に不納欠損処理を実施している。

このように、同一の債務者にかかる債権について繰越調定と不納欠損処理が混在しており、制度適用上、一貫性に欠けていると考えられる。

よって、明渡し日までの違約金相当額についても県営住宅使用料と同時期に不納欠損処理を行う必要がある。なお、当該債権について県は平成21年度に不納欠損処理を実施する予定である。

### (2) 連帯保証人の収入条件について(意見)

「県営住宅等条例施行規則」第8条第1項において、連帯保証人は独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者でなければならないとされている。

一方、入居者の収入については下限がない。したがって、入居者が家賃負担を担保できる程度の収入がない場合は、連帯保証人についても、必ずしも債務を負担できる程度の収入が必要とされないことになる。

連帯保証人制度の趣旨からすれば、連帯保証人に対しては、家賃を負担できる程度の収入を要求することが必要であり、「事務取扱要領」に現状記載されている内容よりも、より明確に規定すべきであると考ええる。

### (3) 口座振替加入者の増加促進について(意見)

県営住宅の家賃については、現金、納付書、口座振替が主要な徴収方法である。現金、納

付書による徴収は収納のための人件費や納付書発送のためのコストなどがかかる一方、口座振替による徴収は、利用者がいったん金融機関において手続きを行えば自動的に振替がなされ、管理上のコストが現金、納付書の場合と比較してかからないというメリットがあると考えられる。

さらに、平成 21 年 5 月末現在の徴収方法別の収納状況は以下のとおりであり、現金、納付書による滞納率は 7.3%であるが、口座振替による場合は 1.9%と低くなっている。

(単位:千円)

	調定額	収納額	滞納額	滞納率
口座振替	1,046,607 (84.1%)	1,026,698 (84.9%)	19,908 (58.0%)	1.9%
現金(納付書払いおよび現金 直接収納)	197,511 (15.9%)	183,108 (15.1%)	14,402 (42.0%)	7.3%
計	1,244,118	1,209,806	34,311	2.8%

(注) 括弧内の百分率は構成比である。

県の担当者によれば、入居者に対して納付方法を案内しているのは入居時のみであり、その際に口座振替を選択しなかった入居者については積極的に納入方法が変更されることは少ないとのことである。

上述のとおり、口座振替による家賃の徴収は管理コストが低減される他、入居者の失念や納付書紛失などの不注意による延滞を防ぐことができると考えられる。したがって、口座振替案内を入居者に送付する等、積極的に口座振替加入を促進するような取組みが望まれる。

#### (4) 連帯保証人との即決和解について(意見)

県営住宅の家賃が期日までに納入されず、「債権の管理に関する規則」第 8 条に基づく督促等をしてもお滞納家賃が解消されないため、その期間や金額が一定の基準に達することがある。このような場合、悪質滞納者を除いて、「民事訴訟法」第 275 条による訴え提起前の和

解、いわゆる即決和解により当該入居者と今後の支払方法、期間、金額等の条件を明確にし、それに反した場合に強制的な退去を求めることとしている。

しかしながら、即決和解を行っても再び家賃を滞納する入居者や、県営住宅から退去しそのまま県外に転居するなどして債務者の居所が判明せずに管理できなくなっているケースが見受けられる。このようなケースで生じた家賃債権は高額化することが多いほか、結果的に回収不能となってしまうこともある。

もともと入居時には賃貸借契約において連帯保証人が設定されており、入居者と同様の債務を負っている。それにもかかわらず、上述の即決和解の際に相手方とするのは入居者本人のみであり、連帯保証人については相手方とされていない。

即決和解の相手方として連帯保証人を加えることによって、その交渉の事前段階で連帯保証人が状況を把握し事態が改善されることが期待されるほか、即決和解により強制力を有することとなるため、債権の回収にも効果的であると考えられる。

したがって、連帯保証人につき民事訴訟法による即決和解の相手方とすることを検討することが望まれる。なお、平成 21 年度から県営住宅家賃の退去者分については、民間業者に回収を委託しており、連帯保証人を通じての回収実績の効果はあがっている。

#### (5) 長期滞納者の取扱いについて(意見)

平成 21 年 3 月末時点で見ると、平成 10 年度以前に発生した県営住宅使用料債権の滞納者は、現在入居者で 3 名(533 千円)、退去者で 27 名(6,668 千円)存在している。監査にあたりその内容を確認したところ、退去者のうち 4 名分の 855 千円は発生から 20 年以上経過した債権であった。このように古い年度の債権が残存している主な理由は、退去者が時効の援用をしていないこと、退去者が行方不明で連絡が取れないことが挙げられる。しかし、一部を除いて回収の困難な債権が多数であると想定されるため、「県営住宅等使用料に係る不納欠損処理基準」に従い、適時に不納欠損処理をすることが望まれる。

#### (6) 法的措置の積極活用について(意見)

過去 5 年間の法的措置実施件数については以下のとおりである。

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
特定滞納者(人)	180	122	104	107	93
和解実績	38	15	16	15	14
訴訟実績	15	10	10	11	4

(注) 特定滞納者とは、30万円を超えまたは6ヶ月を超える家賃を滞納している者、広域振興局等土木部長が特に法的措置が必要と認める者である。

特定滞納者は家賃の支払いに重大な問題を有していると考えられ、今後滞納債権がさらに増大するものと想定される。長期間かつ金額が多額になる未収債権の発生を防ぐためにも、特定滞納者に対しては今まで以上に法的措置の積極的活用を図り、滞納債権を増大させない取組みが望まれる。

### 13. 県立大学授業料

#### (1) 不納欠損処理の実施(結果)

大学の授業料は公法上の債権として考えられ、時効の完成は私債権のように時効の援用を要しない。しかし、過年度に時効が完成している債権につき、不納欠損処理がなされない状態が続いている。不納欠損処理は、時効が完成した時期に適時に実施しなければならないものであり、回収できないものについて繰越調定することは好ましい処理ではないので、早急に不納欠損処理を実施すべきである。なお、県は時効が完成した債権については平成21年度に不納欠損処理を予定している。

#### (2) 回収計画の策定(意見)

県立大学授業料債権の徴収に関し、分割納付で返済を実行している対象者について、県は具体的な回収計画等を設定していない。回収計画が設定されていないということは債権金額全額がいつまでに回収されるかは不明な状況にあることを意味する。時効が完成していない対象者については個別に債権回収のスケジュールを設定し、早期回収を図るべきである。

## 14. 県立学校授業料

### (1) 免除の適用について(意見)

授業料を滞納している生徒のなかには実質的に授業料免除の要件を満たしていると思われる場合がある。その場合であっても、授業料の免除を受けるためには免除申請が必要である。

必要な書類を準備できずに免除申請を行うことができないような場合、必要書類の揃え方の相談等に応じ、積極的に滞納者の減少に努める必要があると考える。

### (2) 回収計画の策定について(意見)

滞納債権の徴収に関し、納入確約書を提出させ、分割納付を認めている生徒も存在するが、県は納入確約書の提出にあわせ、具体的な返済計画書等の提出については定めていない。

債権の効果的な回収を図るため、債務者の経済状況を考慮し、債権の回収が滞らず、かつ、長期化しないよう、現実的な債権回収スケジュールを設定させるべきである。

### (3) 出席停止処分の検討について(意見)

「岩手県立高等学校の管理運営に関する規則」第48条において、「校長は、授業料の未納が納期後1月以上に及んだ生徒に対して、出席停止を命ずることができる」と規定している。

また、県教育委員会事務局が定める「授業料督促マニュアル」では、納入確約書における納入確約年月日を過ぎた場合には出席停止措置を講ずる旨の記載がある。

しかし、実際は納入確約年月日を過ぎた場合であっても、出席停止措置を執った事例はなく、滞納者を看過している状況にある。受益者負担の原則の観点から、また、未納状況の解消を図るためにも、滞納の理由・授業料総額に対する滞納額の割合等の個々の事情を勘案し、未納者に対する処置として出席停止処分の適用を検討すべきである。

### (4) 生徒への告知について(意見)

本債権は、生徒が卒業するまでの間、毎月継続的に発生する債権である。債権が発生する



期間は3年間程度と比較的短期であり、滞納額は一人あたり最大でも356千円である。そのため、滞納債権については生徒が在学中に解決すべきものであり、生徒が卒業、退学等すると当事者意識が希薄となり債権回収率は大幅に低下する。

よって、債権を確実に回収するため、卒業間際等の適切な時期を見計らい未納であることを納入義務者である生徒に告知し、当該生徒からの卒業後の徴収についても検討すべきである。

## 15. 放置違反金

### (1) 将来の納付率向上の施策について(意見)

放置違反金の収納率は現年調定分で約92%、滞納繰越分では約75%となっている。過年度分については他の債権と比較すると高い収納率となっているが、これは担当者の地道な努力と滞納処分が効果を挙げていると考える。しかし、制度自体が新しく、今後年数を経過するに伴い滞納件数、金額も増加すると予想されることから、納付率を維持、向上させるため、回収人数を増加させる等の施策の検討が望まれる。

### (2) 滞納処分停止の検討について(意見)

平成21年8月時点で平成18年度発生債権が3件、金額にして5万円程度未収債権として違反金が支払われておらず、収入未済の状況にある。これは、放置違反車両の所有者が死亡したことや、転居などにより居場所が判明しないことを理由としているものである。このような債権は、事実上徴収することは困難と考えられるが、「地方税法第15条の7」においても要件を充たせば滞納処分の停止は認められている。

したがって、事実上回収が不能と思われる債権については、滞納処分の停止についても検討する必要がある。

## 16. 県立病院診療費

### (1) 督促状の発行について(結果)

「医事業務基準」第10章第3節未収金の管理では、「督促状は、納期限の延長等

の特約を実施していない限り、未収金調定月の翌々月に納入されない未収金について必ず発行しなければならない」とされている。現状各病院で実施している督促状の送付は、納期限の特約を実施しているもの、現在相談中や入金予定日が近いもの等以外に対して行われており、医療業務基準に沿っていないと考えられる。しかし、それら全ての滞納者に対して督促状を送付するのは現実的な対応とは言えない。よって、支払いが分割払い等により長期にわたると想定される対象者について、状況に応じて督促状を送付すべきである。

## (2) 履行延期申請書の不備について(結果)

「医事業務基準」第10章第3節9「履行延期の特約」(1)では、債務者が無資力またはこれに近い状態にあるとき等には、未収金の納入を延期する特約をし、または当該未収金を分割して納入させることができる旨が規定されている。この場合、債務者に履行延期申請書を提出させ、その内容を審査し、適当であると認めた場合に上述の特約を行うこととなる。

しかし、往査した病院において、履行延期がなされた未収金に係る履行延期申請書の綴りを閲覧したところ「履行を延長しなければならない理由」が未記載となっている申請書が発見された。同基準においては、債務者の状態等を審査し、その状況について適当である場合について、履行延期の特約を結ぶことができるとされている。したがって、「理由」が記載されていない申請書ではその審査を行うことはできないものと考えられるため、当該申請書に係る未収金について履行延期の特約を締結したことは「医事業務基準」に則しているとはいえない。

適切な審査の観点だけでなく、債務者の状況を適切に把握し、その返済計画により継続的に管理するためにも申請書の内容は重要であるため、履行延期申請書の不備を看過せず基準を遵守することが必要である。

## (3) 高額債権の管理について(意見)

往査した病院において50万円以上の滞納者リストに関する催告等の状況表を閲覧した。概ね業務マニュアル等に従って適正に回収作業を実行していたが、一部の高額滞納者に対し

て、住所等が判明しないとの理由で4年近くも放置されている事例も発見された。

高額滞納者については債権としての重要性も高いため、年に1度は文書や電話等で滞納者の現状把握に努めるべきである。

#### (4) 産婦人科の債権について(意見)

上記の診療科別残高95,521千円のうち、産婦人科が19,932千円と診療科別残高としては最大の金額となっている。産婦人科の未収金が多額に発生するのは出産費用が高額になるためであり、中央病院だけではなく他の病院でも同様の傾向である。

県立病院での出産費用は平均で40万円程度であるが、出産の際には国から出産育児一時金として38万円が支給されるため(平成21年10月から42万円に変更)、医療費は支給金額でほぼ賄える。しかし、出産育児一時金を本人の手を介さず病院に直接納付してもらうためには本人の承諾が必要となることから、承諾をとれない利用者が多数いた場合には、産婦人科に未収金が多く発生すると考えられる。出産で入院する債務者については極力出産育児一時金を該当病院に直接納付させるような方策を採る必要があり、本人の承諾を得られない場合には、事前に支払い方法を確認する等、確実に回収を図るための施策を考える必要がある。

なお、平成21年10月からの出産育児一時金等の直接支払制度の開始に伴い、現在では原則として病院に直接納付されるよう対応している。また、入院時等に当該制度の説明を必ず実施する必要があることから、当該制度を利用しない患者に対してはその場で支払いに関する確認がなされる体制となっている。

#### (5) 不納欠損処理の実施時期について(意見)

往査した病院において平成21年度の償却予定者一覧を通査したところ、件数にして4件、金額にして890千円の償却予定債権が確認された。当該4件の償却理由は、相続放棄や自己破産であり、現実には回収が不可能であるため、それらの債権を不納欠損処理することは妥当である。しかし、償却事由の発生した年度が平成19年度という事象も含まれていた。償却

事由と償却年度のズレの理由は、法令上必要な手続および処理を行わなければならないため等の不可避的な事由であるが、不納欠損処理をしなければならない債権を調定することは県の財政を歪めることになるため、償却事由が生じたときにはできる限り早急に手続を行い不納欠損処理することが求められる。

#### (6) 債権管理簿のデータ化について(意見)

債権管理簿は「医療局財務規程」第 38 条において、3 ヶ月以上滞納している債務者につき作成が義務づけられている。管理簿は各債務者の個人情報と弁済金額、催告等の状況について記載されるものであり、現在は手書きの台帳を使用している。

債権管理簿は、通常、各病院の医事経営課にて管理されており、日々の業務中、頻繁に事務処理で使用される。そのため、帳簿の保存が良好とはいえない状況にある。

手書きの台帳による現在の管理方法では、各個人別の管理は行えたとしても病院全体での債権管理は難しいと考えられる。また、県全体で滞留傾向を把握し、今後の対策立案に資する情報を入手するには不十分であるとする。県においてもデータベース化の必要性は認識しており、順次移行を進めている。今後ともデータベースへの移行を進め、適切な管理を行うことが望まれる。

#### (7) 法的措置の検討(意見)

「医事業務基準」第 10 章第 3 節 3「強制執行」では、「未収金の催促をし、かつ、訪問回収等を行ってもなお納入されない場合で、債務者が故意に納入を遅延していると認められるときは、医療局長の承認を経て次に掲げる措置をすることができる」と規定されており、具体的に強制執行や訴訟の手続きが記載されている。しかしながら、法的措置の手続きをとった事例は少数であり、しかもその手続き後分割納入が開始されており、処分確定まで至った事例はない。少数に留まっている理由としては、対象者として想定される「資力があるにもかかわらず故意に納入しない者」に対する納付能力(収入等)の調査が困難であること等が考えられる。調査が困難とはいえ債権の回収を図る必要性はあるため、必要に応じて法的措置を実施していくこと

が望まれる。

(8) 未収金額増加の抑制について(意見)

収入未済の金額は平成 16 年度においては約 4 億円であったが、近年増加の傾向にあり、平成 20 年度には約 6 億円に増加している。回収に携わる人員は限られているため、各病院でどのような回収方法が効果的・効率的であるのかを検討する必要がある。また、その検討結果を医療局本庁が取りまとめ、各病院に情報を提供する等、中心的な役割を担い、各病院と連携することによって未収債権の増加を防ぐ必要がある。

17. 財団法人いわて産業振興センター中心市街地活性化基金貸付金

(1) 中心市街地活性化基金の利用の推進について(意見)

上記のとおり、基金の運用収益を財源として、商工会、商工会議所等に対する中心市街地活性化推進事業の助成金を支出する本制度に関して、平成 18 年度以降いずれの年度においても運用益に比較し、助成金支出額等事業費が大きく下回っている状況である。平成 18 年の中心市街地活性化法の改正に伴い、支援対象が限定されたことを踏まえても、本制度をより実効性があるものとするため、積極的な啓発活動を行うことが望まれる。